

# 平成22年度の都道府県単位保険料率における激変緩和措置等について

厚生労働省  
保険局保険課

平成22年度の都道府県単位保険料率における激変緩和措置については、全国平均の保険料率とのかい離幅を、10分の1.5に調整することとした(平成22年厚生労働省告示第30号)。

## 考え方

激変緩和措置の趣旨から、本来の都道府県単位保険料率に近付ける必要。

一方で、平成22年度については、全国平均保険料率を現行の8.2%から大幅に引き上げなければならない財政状況。

以上を踏まえ、平成22年度における激変緩和措置については、初年度の調整割合(10分の1)の半分(10分の0.5)を上乗せし、10分の1.5とすることとした。

なお、水俣病患者に係る医療費の増加額のうち、その支部被保険者の総報酬額の0.01%を超える額については、原爆の場合と同様、各支部が同じ保険料率として負担することとする告示も同時に公布。

また、今国会に提出予定の医療保険関連法案において、激変緩和措置の期間の延長についても盛り込むことを検討中。

## <平成22年度の激変緩和措置>

